

議案第52号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月4日提出

天理市長 並 河 健

1 放棄する権利の概要

奈良地方裁判所平成4年（行ウ）第■号、同第14号損害賠償代位請求事件、大阪高等裁判所平成7年（行コ）第■号、同第■号損害賠償代位請求控訴事件及び最高裁判所平成10年（行ヒ）第■号事件に係る1,250,855,446円の損害賠償金とこれに対する平成4年6月24日以降の民法所定年5分の割合による遅延損害金から本市の回収金を除いた残金のうち、下記相手方に対する支払請求権

2 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 放棄の理由

上記相手方の資産状況等から債権回収業務を弁護士に委任し、強制執行による差押え及び財産の有無についての事情聴取を行い、その結果、今後の強制執行その他の手続による債権回収を図ることは困難であることから、権利を放棄するもの